

やさしさとふれあいの西東京に暮らしまちを楽しむ

田無庁舎(2階展示コーナー) 2月16日(月)～3月16日(月)・保谷庁舎(防災センター6階) 3月2日(月)～16日(月)

「税の申告の季節です！申告はお早めに」

受付時間：午前8時30分～11時30分・午後1時～4時30分 土・日曜・祝日を除く 2月20日(金)・27日(金)は午後8時まで延長



方、土地・建物等譲渡の分離申告、1年目の住宅借入金等特別控除などの特殊な申告、平成19年分以前の申告については東村山税務署にご相談ください。

田無庁舎の申告受付会場に、国税庁HPと同じ確定申告書作成システムを利用できるパソコンを用意します。ご自分で申告書を作成し、印刷して提出することができますので、ご利用ください。(国税庁HPには接続していません。)

申告の際、必要となるもの
申告書、印鑑、筆記具、計算機
源泉徴収票等、平成20年中の収入金額のわかる書類

国民健康保険料、長寿医療(後期高齢者医療)保険料、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、医療費控除、寄附金控除等の各控除を受ける場合は平成20年中に支払った領収書等金額がわかるもの(生命保険料、地震保険料は控除証明書、国民年金保険料等は社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等の添付が必要です。医療費は領収書の添付とともにあらかじめ合計額をご自身で計算しておいてください。

寄附金控除については1月15日号の市報または市HPをご覧ください。

障害をお持ちの方は、障害者手帳または認定書

還付申告の方は、申告者名義の銀行等の口座番号がわかるもの

昨年確定申告をされた方は、その控えをお持ちいただくご相談等が速やかにできますので、なるべくご持参ください。

税務署からのお知らせ

税務署では、確定申告書の記載方法などについて、書き方などのアドバイスを行ってまいります。

申告と納税の期限
所得税... 2月16日(月)～3月16日(月)
贈与税... 2月2日(月)～3月16日(月)
個人事業者の消費税・地方消費税... 3月31日(火)まで
振替納税

所得税... 4月22日(水)
個人事業所得者の消費税・地方消費税... 4月27日(月)

国税庁HPで確定申告を作成できます
「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷してそのまま提出できます。
国税庁HP http://www.nta.go.jp

年金受給者の方に対する申告指導相談・税理士による小規模納税者のための無料申告相談

年金受給者の方や給与所得者の方の所得税、小規模納税者の方の所得税および消費税の申告相談や申告書の作成指導(譲渡所得、相続税、贈与税を除く)を無料で行いますので、お気軽にご利用ください。

作成した申告書は、会場で受付(お預かり)します。

年金受給者の方に対する申告指導相談会・税理士による小規模納税者の方などのための無料申告相談

対象	場所	日程
年金受給者の方に対する申告指導相談会	保谷こもれびホール(小ホール)	2月3日(火)
税理士による小規模納税者の方などのための無料申告相談		2月16日(月)～19日(木)

受付時間：午前9時30分～11時30分
午後1時30分～3時30分

青色申告の方、譲渡所得(株式等の譲渡を含む)のある方および税理士に依頼している方は利用できません。

受付時間は、混雑の状況により、早く締め切る場合があります。

源泉徴収票、筆記具、計算機、昨年の確定申告書の控え等をご持参ください。

東村山税務署

日曜窓口開設について

東村山税務署では、下記の日曜日に関し、確定申告書作成のアドバイス、用紙の配布および受付等を行います。(電話での相談は行っていません。)

日 曜 窓 口

場所	日程
東村山税務署	2月22日(日)・3月1日(日)

受付時間：午前9時～午後5時

所得税の還付申告をされる方へ

東京国税局、東京税理士会、東京都の共催による「広域還付申告センター」では次の業務を行います。

確定申告書の受付(預かり)
所得税の確定申告書用紙の配付
還付申告書の作成のアドバイス(株式や土地・建物等の譲渡所得や贈与のある方を除く)

広域還付申告センター

場所	日程
JR東京駅 動輪の広場	2月2日(月)～13日(金)

受付時間：午前10時～午後6時
土・日曜日・祝日を除く

申告受付期間中の市民税課への電話について

2月16日(月)～3月16日(月)は、市民税課職員の多くが受付会場に移動しているため、電話が繋がりにくくなったり、すぐに対応できない場合があります。電話でのお問合せは、できるだけ2月13日(金)までお願いいたします。

市民の皆さんには、ご不便をおかけしますがご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成21年度の市民税・都民税(個人住民税)の申告は市で!!

平成20年分の所得税の確定申告は東村山税務署で!!

それぞれ受け付けを行います。

各会場の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合がありますのでご注意ください。

なお東村山税務署および市内各会場への車での来場はご遠慮ください。

市民税課市民税係
☎(460-9827・9828)

東村山税務署(東村山市本町1-20-22 ☎042-394-6811)

市民税・都民税の申告が必要な方

平成21年1月1日現在、西東京市に住所があり、平成20年中に所得のある方

給与所得者で次に該当する方【1】
勤務先から西東京市に給与支払報告書の提出がなかった方、地代・家賃・原稿料・年金等、給与所得以外の収入のあった方。

【1】給与所得または公的年金等の所得だけの方で、勤務先等より西東京市へ支払報告書の提出のあった方でも、扶養親族や生命保険料などの控除が、支払報告書の内容から変更になる場合は申告が必要になります。

平成21年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方

国民健康保険に加入している方
所得税の確定申告書を税務署に提出

される方は、市民税・都民税の申告は必要はありません。

所得のなかった方も申告を

平成20年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要)国民健康保険料・長寿医療(後期高齢者医療)保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金等の支給、老人医療証の発行などの基礎資料になりますので、申告書裏面の「所得(収入)のなかった方」の記入欄の当てはまる箇所記入し、提出してください。

出張受付窓口

場所	日程
芝久保公民館	2月4日(水)
新町福祉会館	2月5日(木)
保谷公民館	2月6日(金)
ひばりが丘公民館	2月9日(月)
下保谷福祉会館	2月10日(火)
住吉会館ルピナス	2月12日(木)

受付時間：午前9時30分～11時30分
午後1時～3時30分
午前9時までは会場に入れません。

市でご相談およびお預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりです。

提出のみの方...内容がすべて記入済みの申告書

簡易な申告の方...給与所得者の還付申告や公的年金等の申告(事業所得者で収支内訳書の作成ができていない